

2014年10月3日

森脇ひさき

日本共産党の森脇ひさきでございます。

私は、会派を代表し、議案5件、請願2件、陳情18件について委員長報告の通り決することに反対し、主なものについて理由をのべます。

まず議第98号、第99号および議第100号、「子ども・子育て支援新制度」に関する議案についてです。「子ども・子育て支援新制度」は、これまでの幼稚園と保育所にくわえ、新たな「認定こども園」制度や地域型保育事業など、就学前の子どもの教育・保育のあり方を大きく変えるものです。「新制度」の本格実施とされている来年4月まで、あと半年となりました。しかし、この時点にいたっても、関係者の方々の間で、「制度が複雑でよくわからない」「現行基準より下回るのではないかなど、不安や疑念の声がうずまいています。

本来、保育・子育て支援の政策というのは、国や地方自治体の責任で、「子どもの最善の利益」を考え、将来をみすえ、誰もが子育てしながら安心して働き続けられる社会条件の整備をめざすべきものです。ところが、政府は「規制緩和」と「公立保育所の廃止・民営化」をおしすすめ、保育に対する国・自治体の責任を後退させてきました。このような流れに加え「新制度」は、自民、公明、民主3党合意による「社会保障・税一体改革」の一環として、消費税増税のテコにもされました。国民負担を増やし、子どもの保育に格差を持ち込むという点でも、公的保育制度の大改悪です。国民や関係者の不安や疑念が解消されない最大の原因はこれらの点にあります。

政府は国民の批判をかわすため、「待機児解消」「子育て支援」をうたい文句にしています。しかし、認可保育所を増やすのではなく公費支出を抑え、安上がりな保育で対応する「新制度」では待機児童が解消できる保証はありません。関係者のあいだでさえ合意が得られていない制度を一方向的に押しつけ、強行することは許されません。今一度原点に立ち返り、国や地方自治体の責任で、「子どもの最善の利益」を保障する制度とすることを求める立場で、一連の条例には反対するものです。

次に、陳情第120号、軽度外傷性脳損傷の周知・啓発等を求める陳情についてです。

このことについて正確に理解している方は、この議場のなかにどのくらいおられるでしょうか。私は、正直、直接患者さんからお話をうかがうなかで、理解不足であったことを認識しました。専門家である医者の中なかでも、理解がすすまず患者さんや家族が苦しんでおられる状況を、一日も早く解決できるよう力添えするのも県議会の大事な役割ではないでしょうか。本陳情をただちに採択することを強く求めます。

次に、陳情第119号および第126号、賃金の引き上げ、および労働者保護を求める陳情です。

労働者の平均賃金は、1997年のピーク時から年間約70万円も減っています。労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人が非正規雇用労働者です。そのほとんどが年収200万円以下のいわゆる「ワーキング・プア」です。

このように、国民の所得が長期にわたって減り続けていることこそ、日本経済が「デフレ不況」に陥った最大の要因です。日本共産党は、賃上げと安定した雇用を実現して、労働者・国民の所得を増やすことこそ、暮らしと経済の再建につながると考えています。

一方、安倍内閣は、「成長戦略」の名で、「解雇の自由化」「サービス残業合法化」など、いっそうの労働法制の規制緩和をすすめるようとしています。またこの臨時国会には、先の通常国会で廃案になった労働者派遣法改悪案を、再び提出しました。これは、派遣労働を無制限・無期限に拡大するものです。

安倍首相は「企業が世界一活動しやすい国」をつくると言って、まさに雇用破壊へ暴走していますが、これらを許せば、労働者の「使い捨て」「搾り捨て」が当たり前になり、それこそ日本社会全体が「ブラック企業」化し、「働く人が世界一住みにくい国」になってしまいます。このような労働法制の規制緩和に私たちは断固反対です。

国際労働機関（ILO）は、「ディーセントワーク」すなわち「人間らしい労働」との考えを提唱していますが、安倍内閣がすすめる道は、これにも背を向けるもので、大義も道理ありません。私は、労働法制の規制緩和をやめさせ、人間らしく働けるルールを確立することを求める立場から、本陳情の採択を求めるものです。

次に、陳情第127号、「憲法解釈変更の閣議決定の撤回」を国に求める陳情についてです。

憲法解釈を変更して政府がねらう集団的自衛権の行使とは、日本に対する武力行使がなくても、他国のために海外で武力行使をおこなうことです。たとえば、アフガニスタン戦争やイラク戦争のようなアメリカの戦争に、従来の海外派兵法にあった「武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」という歯止めを外し、自衛隊が従来の「戦闘地域」といわれた地域にまで行って軍事活動を行い、自衛隊が攻撃された場合には「武器の使用をする」と先の通常国会で安倍首相も認めました。日本共産党は、日本を、米軍と肩を並べて「海外で戦争する国」にすることに断固反対です。その立場から、本陳情の採択を求めるものです。

日本共産党は、東南アジア諸国連合・ASEANの国々ですでにつくられているような「平和協力構想」を、北東アジア地域でもつくり、憲法9条を生かした平和の外交ルールを築くよう提案していることもあわせて紹介させていただきます。

次に、民主県民クラブ、公明党岡山県議団、県民・緑、無所属議員のみなさんとともに共同提案しました発議第4号、「政務活動費の交付に関する条例改正」案について、賛成の討論をさせていただきます。

日本共産党県議団は、2001年、「政務調査費の交付に関する条例」が施行された年から、13年間にわたって、すべての領収書を自主公表してきました。議員の活動は県民の税金で保障されているだけに、議員がみずからの税金の使い方についてはもっとも厳格でなくてはならないと考えているからです。

また、社会一般を見たときに、公のお金を使うのは領収書と引き換えが常識です。すべての領収書を公表していないことについて、県民からは「公表していない領収書が本当に1万円未満なのか」などと、不振の声をききます。このような状況では、議会基本条例で定めた「県民の目線で県政を考え」「県民に信頼される開かれた議会として、存在意義を高めていく」という条文は、空文句になってしまうではありませんか。

ぜひとも、本議会において、「1万円を超える領収書の公表」というこれまでの制度を「すべての領収書を公表」するように改めることに、すべての議員のみなさんの賛同をいただきたいと思います。

なお、昨日の議会運営委員会では、条例改正の提案に賛成できない理由として、「裁判で係争中だから」との話がありました。裁判にかかっているのは過去の支出であり、公表するように改めようとしているのは今後の支出です。「裁判で係争中」などというのは理由にならないと、私は考えます。

最後に、議第85号、平成26年度一般会計補正予算（第2号）について、賛成いたしますが、一言意見を述べさせていただきます。

それは、本会議でも問題になりました防犯カメラの設置についてです。

犯罪の被害者をださないよう、特に子どもたちを犯罪から守ろうというなかで、一定のニーズがあるのはよくわかります。すでに県として「防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン」は策定されましたが、様々問題点が指摘されている防犯カメラの設置に関し、それ以外に犯罪を防止する手段がないのか、町内会等が防犯カメラを管理・運営し、責任やトラブルのリスクを負うことができるのか等々、これまで市民レベルの議論はほとんどおこなわれていないのが実態ではないでしょうか。

少なくともこの補助制度で防犯カメラを設置するところには、県のガイドラインを理解するうえで、たとえば日本弁護士連合会の意見など参考となる文書についてもよく周知するようにしていただきたいと思います。

以上で討論を終わります。